

三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の財産である三鷹市（以下「市」という。）の債権の適正な管理を推進するとともに、市に債務を有する市民が納付の責務を適切に果たすための環境を整備し、もって市民間の負担の公平性と市の財政の健全性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。
- (3) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (4) その他の債権 市の債権のうち、市税及び公課以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令並びに条例及びこれに基づく規則の規定に基づき、市の債権を適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、市の債権の管理の適正化を図るため、その管理の手續に関し、必要な事項を定めるとともに、総合的な調整を行うものとする。

(納付相談等)

第5条 市長は、納付相談により債務者の置かれている状況を十分に把握し、福祉的な配慮又は多重債務による専門相談が必要であること等が判明した場合は、専門の窓口へつなげる等のきめ細かな対応を図るものとする。

(台帳の整備)

第6条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備するものとする。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る市の債権（時効による消滅について援用を要するものを除く。第3項において同じ。）について、前条の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、市の債権について、第1項の納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、同項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。
- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、規則で定める市の債権については、同項の規定による延滞金を徴収しないことができる。

(滞納処分等)

第9条 市長は、市税及び公課の滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止については、法令の定めるところにより、行わなければならない。

(強制執行等)

第10条 市長は、その他の債権について、第7条の規定による督促をした後、規則で定める期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の規定により徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されているその他の債権（保証人の保証があるものを含む。）につ

- いては、当該その他の債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のあるその他の債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前2号に該当しないその他の債権（第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第11条 市長は、その他の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当するときその他特に支障があると認めるときは、この限りでない。

（債権の申出等）

第12条 市長は、その他の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、その他の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長は、その他の債権で履行期限後、規則で定める期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認めるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認めるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認めるとき。

(4) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又はこれに準ずる状態にある者をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による徴収停止の措置をとった後、事情の変更等によりその徴収停止の措置を維持することが不相当となったことを知ったときは、直ちに、その徴収停止の措置を取りやめなければならない。

（履行延期の特約等）

第14条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該その他の債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認めるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認めるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認めるとき。

(5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第15条 市長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限（当初の

履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日) から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認めるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第16条 市長は、その他の債権（消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。以下この条において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該その他の債権及びこれに関し既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。

- (1) その他の債権に係る時効期間が満了したとき。ただし、債務者が時効の援用をしないことにつき、特別の理由があると認めるときを除く。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について前3号及び次号から第7号までに掲げる事由がない場合を除く。
- (5) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認めるとき。
- (6) 第10条の規定による強制執行等の措置又は第12条の規定による債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかったその他の債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認めるとき。
- (7) 第13条の規定による徴収停止の措置をとった当該その他の債権について、徴

収停止の措置をとった日から規則で定める期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定は、平成30年4月1日以後に納期限が到来する市の債権（時効による消滅について援用を要するものを除く。）について、適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が、年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。